外国語で相談できる窓口一覧



総務省 宮崎行政監視行政相談センター

(注)

- 1 本資料に掲載された相談窓口は、宮崎県内にお住まいの方なら誰でも無料で利用できます。
- 2 各窓口の名称や受付日時、受付方法などは、事前の予告なく変更される場合があります。

相談窓口名	主な相談内容	相談受付方法	電話・来所による 相談受付日時
宮崎県国際交流協会	日本での生活全般に関する相談 ※外国語の対応が可能な生活相談員を紹介します ※役所への手続き(ビザ・在留資格など)や法律問題に関する相談の場合、日時・場所を決めて弁護士や行政書士による面接相談(通訳付き・30分以内)もできます。 (受付は日本語、英語。相談員は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語に対応。)	電話 0985-32-8457 FAX 0985-32-8512 来所 宮崎市橘通東4-8-1 カリーノ宮崎 9F メール miyainfo@mif.or.jp	火〜土曜(祝祭 日•年末年始を除 く) 10:00〜19:00
外国人人権相談ダイヤル	外国人であることを理由に不当な差別を受けている、学校でいじめを受けているなど、日常生活の中での人権問題に関する相談 (英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語に対応)	電話 0570-090911 ※最寄りの法務局・地方法務局の人権相談所でも外国語での相談対応ができます。 ※HPの相談フォームからも相談を受けています(英語と中国語のみ対応可)。 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html(英語版) https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html(中国語版)	平日 9:00~17:00
外国人在留総合イン フォメーションセンタ ー	外国人の入国手続や在留手続等に関する相談 (英語、中国語、韓国語、スペイン語に対応) ※個別事案に関する申請や許可の見通し、審査の 進捗状況、処分結果、退去強制手続の進捗状況 に関する問い合わせには回答できません。	電話 0570-013970 03-5796-7112 メール info-tokyo@i.moj.go.jp ※メールは日本語と英語のみ受付	平日 8:30~17:15

相談窓口名	主な相談内容		相談受付方法	電話・来所による 相談受付日時
マイナンバー総合 フリーダイヤル	マイナンバー制度、マイナンバーカードに関する相談 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応)	電話	0120-017-826(マイナンバー制度に ついて) 0120-017-827(マイナンバーカード について)	平日 9:30~22:00 土日祝祭日 9:30~17:30 (年末年始を除く)
住民基本台帳制度 多言語相談窓口	住民基本台帳制度に関する相談 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語に対応)	電話	0570-066-630 03-6436-3605	平日 8:30~17:30
法テラス多言語情報提供サービス	外国人が日本で生活・仕事する上で生じたトラブルに関して、救済・解決するための法制度や専門の相談窓口を案内 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語に対応)	電話	0570-078-377(おなやみないない)	平日 9:00~17:00
日本郵便お客様サービス相談センター	 ・手紙、ゆうパック、郵便番号、配達など郵便全般に関する相談 ・生命保険、簡易生命保険に関する相談、簡易保険カードの紛失・盗難の申告 ・貯金・送金に関する相談 ・郵便局の窓口サービスに関する相談 (英語に対応) 	電話	0570-046-111	平日 8:00~21:00 土日祝祭日 9:00~21:00
九州・山口多言語コールセンター	外国人観光客からの九州7県と山口県の観光に関する問い合わせ (英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語に対応)	電話	092-687-6639	毎日 24 時間

相談窓口名	主な相談内容	相談受付方法	電話・来所による 相談受付日時
よりそいホットライン	暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを誰かに聞いてほしいときなど、どんな相談でも受けます (英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語に対応)	電話 0120-279-338 上記の番号にかけた上で、音声ガイダンスにしたがい、2番を選択すると外国語による相談窓口につながります。	毎日 10:00~22:00
外国人労働者向け相談ダイヤル	解雇、雇い止め、配置転換、賃金などの労働条件の ほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働に関す るあらゆる相談 (英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ 語、ベトナム語に対応) ※厚生労働省が開設している外国人労働者相談 コーナーにつながります。	電話 0570-001701(英語) 電話 0570-001702(中国語) 電話 0570-001703(ポルトガル語)	平日 10:00~12:00 13:00~15:00
		電話 0570-001704(スペイン語)	火・木・金曜 10:00〜12:00 13:00〜15:00 ※祝祭日と年末年 始を除く
		電話 0570-001705(タガログ語)	火・水曜 10:00~12:00 13:00~15:00 ※祝祭日と年末年 始を除く
		電話 0570-001706(ベトナム語)	水・金曜 10:00〜12:00 13:00〜15:00 ※祝祭日と年末年 始を除く